

アラブ首長国連邦(UAE)における事業体の移転

2012年10月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiに作成委託し、2012年10月31日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Herbert Smith Freehills LLP Dubai は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Herbert Smith Freehills LLP Dubai がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel:03-3582-5017

JETRO

本報告書作成委託先：
Herbert Smith Freehills LLP Dubai

Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971 -4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT
SMITH
FREEHILLS**

アラブ首長国連邦（UAE）における事業体の移転

UAE では、ある事業体はその事業の移転を検討する際に従うべき手続きを見極めるにあたっては、現在の事業所在地と移転予定地が重要な問題となる。これは、UAE が七つの異なる首長国から構成されており、各首長国がそれぞれ自国において営業する事業体に対する登記義務を定めているからである。さらに、一部の首長国、とりわけドバイは、フリーゾーンを設けており、フリーゾーンは、域内において設立・営業できる事業体の種類につき、独自の要件を設けている。他方、ある事業が、同一の首長国内で移転する場合には、ビジネス上に特段の理由がない限り、事業体の形態の変更を検討する必要はないはずである。

法人形態の変更が必要な場合の手続的要件

上述のとおり、事業を「UAE 本土」からフリーゾーンへ移転させる場合（もしくはその逆）、または事業を一つのフリーゾーンから別のフリーゾーンへ移転させる場合、移転先の法域において適法に営業できることを確保するためには、新たな事業所在地において事業体を設立することが必要となることが多い。UAE 法では一般的に、フリーゾーン法人は設立されたフリーゾーンにおいてのみ営業できる、と定められているため、単一の法人をもって「UAE 本土」とフリーゾーンの双方、または複数のフリーゾーンにおいて活動することは、通常認められていない。

外国会社が UAE に設置した支店を例にみると、当該支店をフリーゾーンに移転させるには、当該フリーゾーンに支店を設置するために、外国の親会社は該当するフリーゾーン当局に申請をしなければならない。一般的に、フリーゾーンに支店を設置するための手続きは、以下のとおりである（ただし、フリーゾーンによって若干異なる）。

- まず、初期申請書に加え、事業計画などの関係書類を提出する。
- この申請の暫定承認を受けて、親会社の所定の基本文書、取締役会決議、委任状などをはじめとする法的文書を提出し、これが承認されれば、外国会社は事業体のためのライセンスを取得する。
- ライセンスが発行された後、手数料と当該フリーゾーンにおける事業所の賃料を支払う。

外国の親会社の新しい支店が設置されると、UAE 本土の支店の資産および負債をフリーゾーンの事業体に移転させなければならない。この移転のための手続きは、譲渡される資産および負債の種類によって異なるが、一般的には、以下が必要とされる。

- 支店の各契約を旧支店から新支店へ承継させた旨の通知。新たなフリーゾーンの支店と従来の本土の支店の双方につき、外国の親会社が同一である場合、厳密には契約上の義務の法的責任に変更はない。なぜなら、事業体としての支店は、別個独立の法人ではなく、簡単に言えば（ライセンス取得のための要件を課すことにより）外国の会社がフリーゾーンや UAE の各首長国の本土において営業するための許可に過ぎないからである。もっとも、支店の銀行口座には変更が生じるため（支店の新名称とフリーゾーンにおける新たなライセンス番号に対するものとなる）、事業体に変更が生じたことを顧客に通知することが肝要である。
- 車両など、登録されている資産の名義やライセンスの詳細は、変更を要する。
- 新規支店の名称を反映させるため、（現地の銀行の定めるところに応じて）銀行口座の更新が必要となる。
- 現地従業員を事業体間で移転させることは可能である。ただし、究極の雇用主には変更がないものの、労働省（Ministry of Labour）は支店の名称をもって雇用主の記録を管理しているため、従業員は原則として新規支店と新たな雇用契約を締結しなければならない。従業員には、UAE 本土の支店との雇用契約が終了するに際して、適用ある限りにおいて、退職謝礼金を受け取る権利が生じる。また、UAE 本土の支店による従業員のビザを取り消し、フリーゾーン当局を通じて新たにビザを申請しなければならない。

さらに、UAE 本土の支店を清算する必要があるが、その手続きは通常、次の段階から成る。

- 外国会社の代表による、経済省（Ministry of Economy）に対する申請。
- 現存するすべての契約上の債務の解消または譲渡。とりわけ、UAE 本土の支店をフリーゾーンへ移転させる場合には、現地のスポンサー（または国民たる代理人）との契約を解除し、同契約の内容に従って、解除に伴う支払いを適切に行わなければならない。
- 外国会社が必要とされる関係書類をすべて提出した後、経済省は、アラビア語の日刊紙 2 紙において、支店を閉鎖する予定であることを広告する。30 日の期間が経過した後、閉鎖に対する異議が何ら届け出られていなければ、経済省は承認を発出し、これを公表するためにもう一度広告を出す。
- さらに、UAE 本土の支店の商業ライセンスを取り消すために、経済開発局（Department of Economic Development）に対する申請も行わなければならない。

UAE 本土の支店の清算と併せた新規のフリーゾーン支店の設置の手続きには、支店閉鎖の通知のための 30 日間の期間を計算に入れると、3 カ月以上かかる場合もあると考えられる。

新規のフリーゾーン会社（該当するフリーゾーンに応じて、FZE（Free Zone Establishment）や FZ LLC（Free Zone Limited Liability Company）など）を設立するための手続きは、おおむね上述で説明したとおりであるが、新会社を設立する際には、別個独立の法人格が創出される点に留意しなければならない。従って、従来の UAE 本土の事業体の資産および負債を新会社へ法的に承継させる必要があるほか、登録資産の登録抹消と再登録も必要となる。また、UAE 本土における有限責任会社（LLC）の清算手続きは、より煩雑なものとなるため、閉鎖される会社の複雑性によっては清算手続きを管理するための清算人の選任が必要となる場合もある。第三者たる清算人の関与や、関係する事業の複雑性がそれぞれ異なることから、これらの手続きをすべて完了させるために要する時間の予測は困難である。

UAE 本土で設立された会社を他の首長国へ移転しようとする場合には、当該事業体を新たな首長国の経済開発局において新規の登録番号の下に登録し、従来の所在地であった首長国における登録を抹消する必要があるが、一般的には新たな法人を設立する必要はない。

同一首長国内（オンショア）の移転の際の検討事項

ある首長国に所在する事業を、同一の首長国内の別の場所へ移転させる場合にも、会社の商業ライセンスへの変更が必要となるが、新規の事業体の設立は不要である。

例えば、ドバイ首長国内での移転の場合、ドバイ経済開発局（Dubai Department of Economic Development : DDED）が事業体の所在地を変更するための手続きを用意しており、これはオンラインでまたは直接に出向くことにより、開始することができる。変更手続きを完了するためには、以下を DDED に提出しなければならない。

1. ドバイにおける新たな営業所のための新規賃貸借契約書の写し。
2. ドバイ自治体計画局（Dubai Municipality Planning Department、「計画局」）からの書面による承認。
3. 当該事業体の商業ライセンスの原本
4. 当該事業体にかかる、商業登記簿における登録の証明書の原本。

ドバイの事業体は、営業所のための新規賃貸借契約を締結する前に、計画局より初期承認を取得しなければならない。これは、新たな土地・家屋を事業体の活動のために使用できることを確認するものである。なお、いずれの場合に

も、当該土地・家屋の地番を届け出た上で、そこで行われる活動を説明しなければならない。

初期承認を受けると、新規の賃貸借契約を締結することができるようになる。締結後には、最終承認を得るために、締結された新規賃貸借契約書の写しを計画局に提出する。また新規賃貸借契約は、その後、当該契約に加えられる一切の変更を含め、ドバイ不動産規制局（Real Estate Regulatory Agency : RERA）においても、登録しなければならない。なぜなら、賃貸借契約が RERA で登録されていない限り、いずれの司法機関や政府機関も、当該賃貸借契約をめぐる訴えを審理しないからである。

なお、ある事業体が、労働省よりその従業員のために発行することが認められている労働許可の数は、（少なくともある程度は）その営業所の規模と性質に関連付けられていることには、留意すべきである。従って、新たな営業所として選ばれた場所が、特に従前の営業所と比べて小さい場合には、これが労働許可の数に悪影響を及ぼさないことを前もって確認しておくことが肝要となる。

（報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所:Herbert Smith Freehills LLP Dubai)